

○総務省告示第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百六十四条第一項第三号及び電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第五十九条の二の規定に基づき、検索情報電気通信役務及び媒介相当電気通信役務を提供する者を次のとおり指定する。

令和 年 月 日

総務大臣 鈴木 淳司

(案)

- 1 検索情報電気通信役務を提供する者は、次に掲げる者とする。
  - 一 マイクロソフト・コーポレーション
  - 二 Google LLC
  - 三 LINEヤフー株式会社
- 2 媒介相当電気通信役務を提供する者は、次に掲げる者とする。
  - 一 Google LLC
  - 二 LINEヤフー株式会社
  - 三 Meta Platforms, Inc.
  - 四 TikTok Pte. Ltd.
  - 五 X Corp.